

## 後期 第四問

### 問題 1

甲は、株式会社 A 社発行の乙名義のクレジットカードを使用して、同社の加盟店であるガソリンスタンド B の従業員に対して、乙本人に成り済まし、同クレジットカードを提示して甲とその友人が乗ってきた自動車 2 台への給油の申込みをした。B の従業員は、甲が乙本人であり、同クレジットカードについて正当な使用権限を有する者と誤信して、甲にハイオクガソリン合計 104.9ℓ(販売価格合計 1 万 1748 円)の給油を受けさせた。

その後、甲は A 社の請求に応じ、1 万 1748 円を支払っている。

甲の罪責を検討せよ。

なお、同クレジットカードは、甲が友人である乙から「何か困ったことがあったら使え。」と渡されたものである。

### 問題 2

問題 1 の事案において、甲が預金口座に十分な金銭がないにも関わらず、それを黙秘し、自己名義のクレジットカードを用いて給油を受けた場合に甲の罪責を検討せよ。

最高裁平成 16 年 2 月 9 日第二小法廷決定参照